

「ショートステイあさひが丘」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第 3373800550 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下指定短期入所生活介護サービスという）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 苦情の受付について.....	7

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岡山県久米郡美咲町原田 3 1 0 0 番地 1
(3) 電話番号 0 8 6 8 - 6 6 - 7 2 2 1
(4) 代表者氏名 会長 村上 三子
(5) 設立年月 平成 1 7 年 6 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 23 年 5 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 23 年 5 月 1 日指定
岡山県 3373800550 号
※当事業所は特別養護老人ホームあさひが丘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 この規程は、社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会が設置運営する指定短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 あさひが丘短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県久米郡美咲町東坪和 1 9 0
- (5) 電話番号 0 8 6 7 - 2 7 - 2 2 7 8
- (6) 管理者 施設長 山本 桂子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者に選ばれる施設を目指して、地域の介護需要に的確に応える施設として、介護サービスの基盤を整備して地域福祉の拠点としての役割を果たしていきます。

- (8) 開設年月 平成 23 年 5 月 1 日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8 : 30 ~ 17 : 30

- (10) 利用定員 空床利用
- (11) 通常の事業実施地域 久米郡美咲町
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室などの居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類		室数	備考
個室		4 室	
		* 5 室	18 m ² 、トイレ、簡易ソファ等常備
2 人部屋		8 室	
食堂兼機能訓練室		2 ヶ所	
浴室		2 ヶ所	機械浴・一般浴
医務室		1 室	
静養室		1 室	
相談室		1 室	
介護・看護職員室		1 室	
トイレ	利用者用	15 ヶ所	居室 6、共用 9
	職員用	1 ヶ所	
洗濯室		1 室	

上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	職員数
1. 施設長(管理者)	1	1 名
2. 生活相談員	1	1 名
3. 介護職員	10	10 名以上
4. 看護職員	1	1 名以上
5. 機能訓練指導員	1	1 名以上
6. 介護支援専門員	1	1 名以上
7. 医師		1 名以上
8. 栄養士	1	1 名以上
9. 調理員	1	1 名以上

* 常勤換算；職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
施設長(管理者)	日中 8:30～17:30 常勤勤務
嘱託医師	2週1回2時間以上勤務(但し、医師の都合により変更あり)
生活相談員・介護支援専門員	日勤 8:30～17:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30～17:30 1名以上
介護職員	早出 8:00～17:00 1名
	日勤 8:30～17:30 1名以上
	日勤遅出 9:30～18:30 1名
	遅出 10:30～19:30 1名
	夜勤 16:45～ 9:45 2名
機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30 1名
栄養士	日勤 8:30～17:30 1名
調理員	早出 7:30～16:30 1名
	日勤 8:30～17:30 1名
	遅出 9:30～18:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割もしくは8割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

《サービスの概要》

① 食 事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行ないます。
- ・入居者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂にて食事をとっていただけるよう配慮します。
- ・医師の指示があった場合は、経管により食事を摂取する入居者について、経口摂取を進めるために連携を図ります。
- ・医師の指示に基づく食事せんが出された場合は、医師の指示により療養食を提供します。

(食事時間)

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

② 入 浴

- ・入浴または清拭を週 2 回以上行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。
- ・おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつは、適切に取り替えます。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。
- ・医師は、入居者に対して行った健康管理に関し、必要な事項の記録を残すものとする。
- ・看護職員により、入居者に対して、24 時間連絡体制を確保し、且つ必要に応じて健康上の管理等を行なう体制を確保します。
- ・「介護」または「看護及び医学的管理の下における介護」の規程に、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。
- ・看取り指針を作成し、入居の際に、入居者または家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ます。
- ・看取りに関する職員研修を行い、専門性を向上します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1 日あたり）>（契約書第 7 条参照）

付属別表 1 の料金表によって、ご契約者の要介護度・所得軽減に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・所得段階に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ご契約者に提供する食費については、全額自己負担になります。（下記（2）①参照）

☆ご契約者に提供する滞在費については、全額自己負担になります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：1日あたり 1620 円

朝食 420 円	昼食 650 円	夕食 550 円
-------------	-------------	-------------

②理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕

利用者の希望に応じて、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。この場合は、利用者の実費となります。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑤滞在費 （別紙参照）

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を お支払い下さい。

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求書を送付いたしますので、翌月の20日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|--|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
・ 中国銀行 ・ J A 晴れの国 ・ 郵便局 |
| イ. 振り込み(手数料は、ご契約者負担)
中国銀行久米支店 普通預金 口座番号 1012353
J A 晴れの国岡山農業協同組合 普通預金 口座番号 2043462 |
| ウ. 窓口での現金支払い |

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用開始当日分の自己負担分

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）＊

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 施設長 山本 桂子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

美咲町役場 保険年金課	所在地；久米郡美咲町原田 1735 電話番号；0868－66－1115 受付時間；9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地；岡山市桑田 11－6 電話番号；086－223－8876 受付時間；9：00～17：00
岡山県社会福祉協議会	所在地；岡山市北区南方 2-13-1 電話番号；086－226－2822 受付時間；9：00～17：00

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 1,121.2 m²

(3) 併設事業

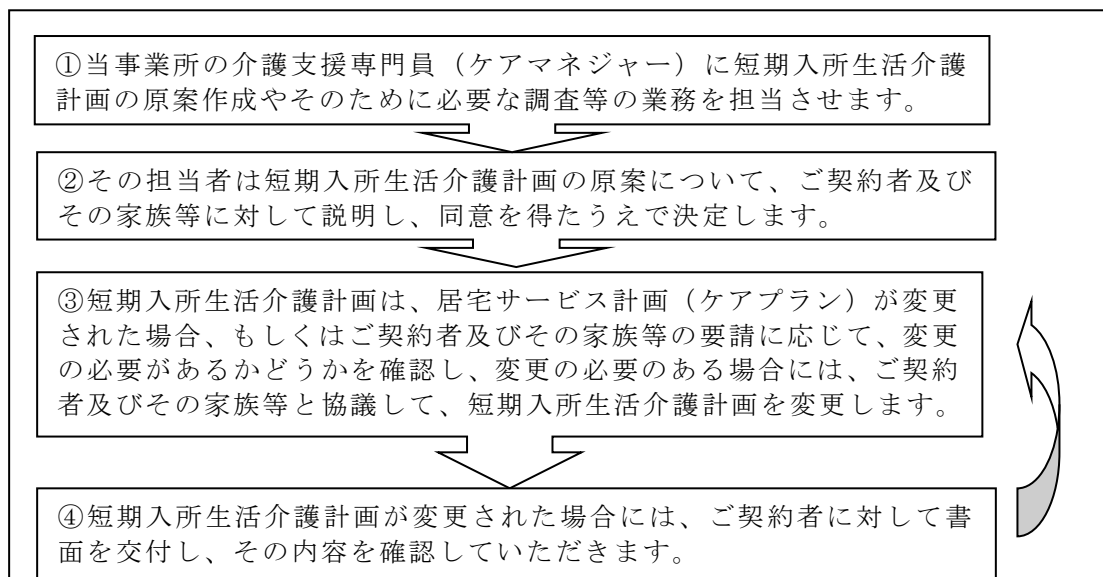
当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

『指定通所介護事業』平成12年4月1日指定 岡山県 3373800071

『指定居宅介護支援事業』平成12年4月1日指定 岡山県 3373800154

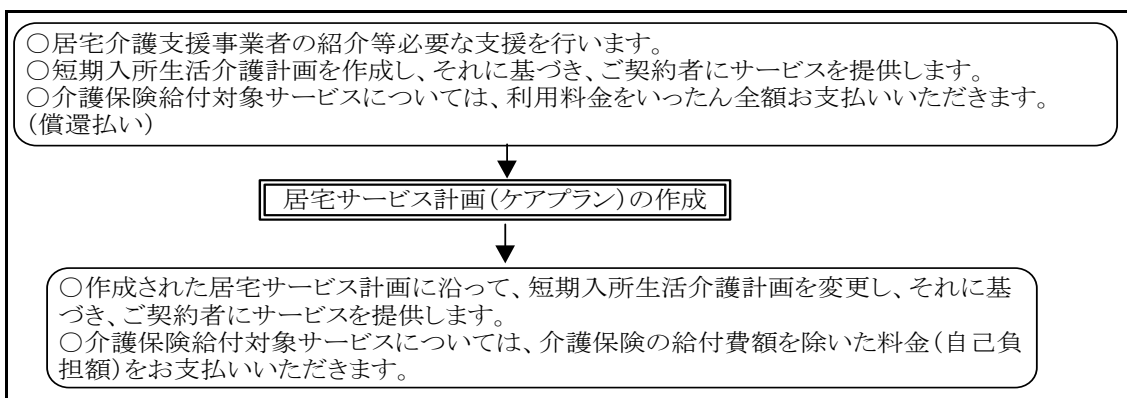
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

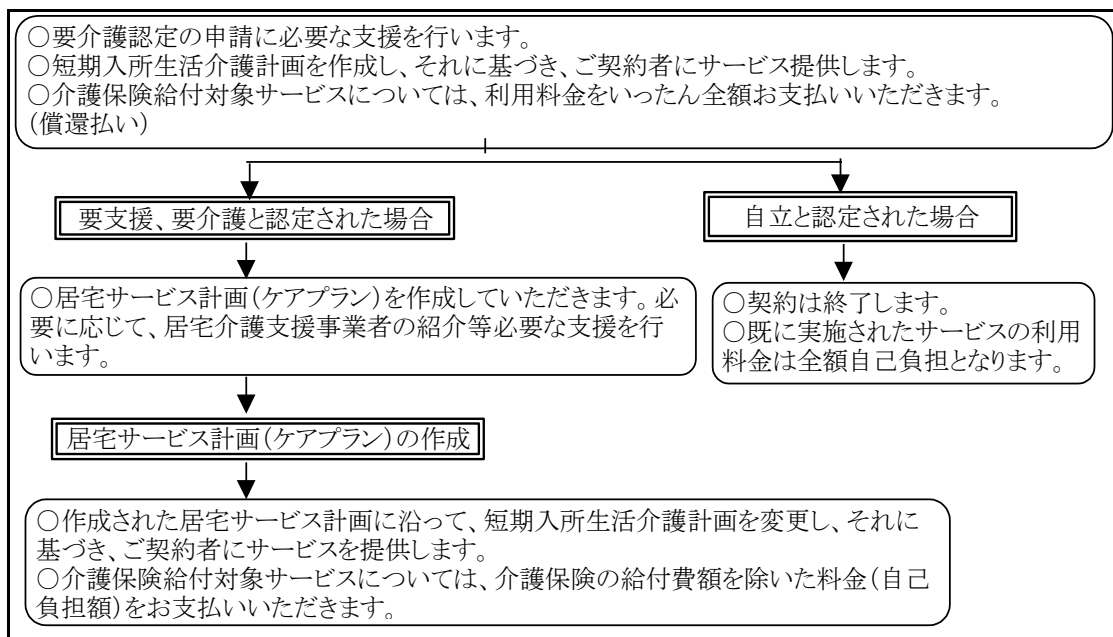


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービスの流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、ペット等は原則として持ち込むことができません。

その他持込物において協議のうえ不適切と判断したものについても持ち込みはできません。

(2) 面 会

面会時間 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0

来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

但し、やむを得ない理由により外泊せざるを得ない状態となった場合は、この限りではありません。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

5. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

療機関の名称	亀乃甲診療所
所在地	岡山県久米郡美咲町原田 3 1 5 4 - 1
診療科	内科
代表者	岩本 博通
電話番号	0 8 6 8 - 6 6 - 1 0 0 0
医療機関の名称	社会医療法人 緑社会 金田病院
所在地	真庭市西原 5 3
診療科	内科、外科、その他
代表者	金田 道弘
電話番号	0 8 6 7 - 5 2 - 1 1 9 1

医療機関の名称	落合病院 総合支援センター
所在地	真庭市落合町上市瀬 3 4 1
診療科	内科、外科、その他
代表者	井口 泰孝
電話番号	0 8 6 7 - 5 2 - 1 1 3 3

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	こむろ歯科医院
所在地	岡山県久米郡美咲町西川 935 番地の 1
代表者	小室 宏明
電話番号	0 8 6 7 - 2 7 - 3 7 8 4

6. 事故発生時の対応

利用する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録に残す。

3. 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

4. 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

5. 事故発生の防止のための委員会及び介護職員、その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

7. 緊急時の対応

指定短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を行う。

8. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9、身体拘束の廃止に向けての対応について

- 1、指定短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しない。やむを得ない理由で身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない事由を記録する。
- 2、当該施設は、施設内に身体拘束防止委員会を定期的に開催し、身体拘束廃止に向けての取組みを定期的に検討する。又、介護職員その他の従業者、新規採用時に身体拘束当の適正化のための研修を年2回以上実施する。

10、虐待防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止（虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応を含む）するため、次に掲げる措置を講じる。

- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに。その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修会を年2回以上及び新規採用時に実施すること。

11、衛生管理等

- 1、感染症及び食中毒予防対策委員会・研修会

- ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない様に次に掲げる措置を講じる。

あさひが丘における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止を検討する。

委員会を3か月に1回程度、業務継続計画に係る研修、訓練を年2回以上実施する。

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（感染症マニュアル）を整備する。
- ・介護職員その他の従業者、新規採用時に感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための堅守を定期的に実施する。

12. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 3. 短期入所生活介護計画の作成

1. 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護度の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等の利用者の心身の状況を踏まえて、他の短期入所生活介護を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行う。

2. 短期入所生活介護を行うにあたっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携を取るなどにより、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行う。
3. 短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、短期入所生活介護の目標及び内容や、利用期間内の行事及び日課などを、理解しやすいように説明する。
4. 短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない事由で身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない事由を記録する。